

○多古町公共工事の経費に係る前金払に関する取扱要領

(平成 13 年 3 月 27 日訓令第 7 号)

改正 平成 21 年 3 月 25 日訓令第 2 号 平成 22 年 5 月 6 日訓令第 5 号

平成 23 年 3 月 28 日訓令第 6 号 平成 24 年 6 月 29 日訓令第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、多古町が発注する公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号。以下「保証事業法」という。))第 2 条第 1 項に規定する公共工事をいう。以下同じ。)の適正かつ円滑な施工を図るため前金払及び中間前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象工事)

第 2 条 前金払は、保証事業法第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る公共工事で、1 件の請負金額が 500 万円以上のものについて行うものとする。

2 継続費及び債務負担行為に係る事業(以下「継続事業」という。)については、前項中「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」とする。以下同じ。

(前払金の支払基準等)

第 3 条 前払金の割合及び充当することができる範囲は次のとおりとする。

工事の種類	割合等	充当範囲
1. 工事 1 件の請負金額が 500 万円以上の土木建築に関する工事	請負金額の 10 分の 4 以内 ただし、支払上限額 10,000 万円とする。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
2. 設計又は調査 1 件の請負金額が 500 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	請負金額の 10 分の 3 以内 ただし、支払上限額を 5,000 万円とする。	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
3. 測量 1 件の請負金額が 500 万円以上の測量	請負金額の 10 分の 3 以内 ただし、支払上限額を 5,000 万円とする。	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(前金払の有無)

第 4 条 前金払の有無は、入札の告示、公表又は通知(随意契約にあつては見積通知)と併せて周知するものとする。

(前払金の申請)

第 5 条 前払金の対象となる工事を受注した請負人が前払金を受けようとするときは、公共工事前払金申請書(別記第 1 号様式)を町長に提出しなければならない。

(前払金の決定等)

第 6 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、前払金の額を決定し、公共工事前払金決定通知書(別記第 2 号様式)を交付するものとする。

(保証証書の寄託)

第 7 条 前条の前払金の額の決定通知を受けた請負人は、保証事業法第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期(継続事業にあつては、各会計年度の契約期間)を保証期限とした同条第 5 項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託しなければならない。

2 継続事業については、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期間を延長しなければならない。

(前払金の請求)

第 8 条 前払金の請求(別記第 3 号様式)は、前条の規定に基づき締結した保証契約にかかる保証証書に記載されている保証金額の範囲内において行うものとする。

2 継続事業については、前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の請求することができない。

(前払金の支払時期)

第 9 条 前払金の支払時期は、前条の請求を受けた日から 14 日以内とする。

(前払金の増減)

第 10 条 前払金を支払った後、工事等の設計変更その他の理由により、著しく請負金額が増加した場合は、増額後の請負金額に第 3 条に規定する割合を乗じて得た額から当初の前払金を控除して得た額に相応する額内で、前払金額を増額することができる。この場合において、申請、決定保証契約の締結、請求及び支払時期については第 5 条から前条の規定を準用する。

2 前払金を支払った後、契約内容の変更により、変更後の請負金額が当初の請負金額より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前払金が当該減額後の請負金額の 10 分の 5 を超えるときは、その超える額を当該前払金に係る請負契約又は委託契約に変更があった日から 30 日以内に返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りではない。

(中間前払金の対象となる公共工事)

第 11 条 中間前払金の対象となる公共工事は、第 3 条に規定する土木建築に関する工事の経費について第 9 条の規定により前払金の支払を受けた公共工事であつて、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 工期が 100 日以上工事であり、工期の 2 分の 1 を経過していること。

(2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 多古町財務規則(昭和59年規則第2号。以下「規則」という。)第159条の規定による部分払により経費の支払を受けていないこと。

2 継続事業にあっては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」とする。

3 第4条の規定は、第1項に掲げる要件に該当する公共工事について準用する。
(中間前払金をする額)

第12条 町長は、前条第1項に規定する中間前払金の対象となる公共工事については、第3条第1項に規定する工事の経費について請負金額の10分の2に相当する額の範囲内で中間前払金をすることができる。ただし、前払金及び中間前払金をする前払金の合計額は、請負金額の10分の6を超えることができない。

2 前項に規定にかかわらず、中間前払金できる額は、前払金の額を超えない額とする。

(中間前払金と部分払の選択)

第13条 中間前払金の対象となる建設工事の受注者は、契約締結時に中間前払金と部分払のいずれかを選択することとし、中間前払金と部分払の選択に係る届出書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。なお、その選択については、その後において変更することはできないものとする。

2 中間前払金をした建設工事については、部分払(継続事業にあっては当該会計年度末における部分払を除く。)は行わないものとする。なお、前項の規定に基づき中間前払金を選択した継続事業にあっては、第11条に規定する要件のすべてを満たさない会計年度は、中間前払金を行わないものとし、当該会計年度については、部分払を行うことができるものとする。

(中間前払金の認定請求等)

第14条 中間前払金を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出して、中間前払金に係る認定請求をしなければならない。

(1) 公共工事中間前払金認定請求書(別記第5号様式)

(2) 工事履行報告書(別記第6号様式)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の認定請求を受けたときは、その内容を審査の上、当該認定請求に係る公共工事が第11条第1項に掲げる要件に該当すると認めたときは、当該認定請求を受けた日から7日以内に公共工事中間前払金認定調書(別記第7号様式)を当該認定請求をした者に交付するものとする。

(中間前払金の申請)

第15条 前条第2項の規定により公共工事中間前払金認定調書の交付を受けた者は、次に掲げる書類を町長に提出して、中間前払金を申請することができる。

(1) 公共工事中間前払金申請書(別記第8号様式)

(2) 保証事業会社の中間前払金保証証書

(3) 公共工事中間前払金請求書(別記第9号様式)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、全ての書類の提出を受けた日から14日以内に中間前払金を支払うものとする。

(中間前払金の増減)

第16条 中間前払金を支払った後、工事等の設計変更その他の理由により、著しく請負金額が増加した場合は、当該増額後の請負金額について第12条の規定により計算した中間前払金の額から既に支払を受けた中間前払金の額を差し引いた額の中間前払金を追加して請求することができる。この場合において、申請、決定保証契約の締結、請求及び支払時期については第11条から前条の規定を準用する。

2 中間前払金を支払った後、契約内容の変更により、変更後の請負金額が当初の請負金額より著しく減額した場合において、既に支払った前払金の額と中間前払金の額が変更後の請負金額の10分の6を超えるときは、その超える額を当該中間前払金に係る請負契約に変更があった日から30日以内に返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りではない。

(前払金及び中間前払金の返還)

第17条 町長は、次の各号の一に該当する場合は既に支払った前払金及び中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前払金及び中間前払金を当該工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約義務を履行しないとき。
- (3) 工事請負(委託)契約を解除したとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めたとき。

(前払金及び中間前払金の端数計算)

第18条 この訓令に基づき前金払及び中間前金払する場合における前払金及び中間前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月6日訓令第5号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第6号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日訓令第9号)

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。